

令和8年度流山市ブランド推進（市制施行60周年記念映像制作）業務委託 仕様書

1 業務名

令和8年度流山市ブランド推進（市制施行60周年記念映像制作）業務委託

2 業務の目的

本業務は、本市が令和9年1月1日に市制施行60周年を迎えるにあたり、東京郊外の一都市であった本市が、「選ばれるまち」へと変貌してきた歩みを市民の視点から振り返り、本市に関わるすべての人々と想いを共有していくことを目的として「市制施行60周年記念映像」を制作するものである。

また、本映像を広く多くの方に視聴してもらうことで、シビックプライドの醸成及び市外の方からの憧れや共感の喚起を図るものである。

あわせて、本映像は、本市が令和3年4月に策定した「流山市ブランディングプラン」との整合を図り、流山市のブランドメッセージである「都心から一番近い森のまち」「母になるなら、流山市。」「父になるなら、流山市。」「市民の知恵と力が活きるまち」を背景とする「暮らしの魅力」への共感や愛着に寄与することを目的とする。

なお、本映像は令和9年1月16日開催予定の「市制施行60周年記念式典」で上映するとともに、その後は、市公式SNS等での配信、デジタルサイネージ、各種イベント等で活用することを想定する。

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日までとする。

※「市制施行60周年記念式典」（令和9年1月16日予定）での上映を想定し、工程遅延がない計画とすること。

4 映像制作物の内容・構成等

- (1) 本映像は、本市が現在の形になるまでに至った経緯を、単なる事実列挙や施設等の紹介ではなく、人々の行動の積み重ねによる結果であるということ、「暮らす人」の目線から描くことを必須とする。ただし、主張が過度に前面化して説明的にならないよう、映像表現・余韻・日常描写を重視し、トーンを調整すること。

- (2) 本市の暮らしの質・空気感として、まちのゆったり感、多様性を含めた寛容な空気がもたらすゆとりが、視聴者に伝わること。
- (3) 本市が「選ばれるまち」へと変わってきた歩みは、行政だけではなく、市民の働き・関与が、まちの価値を形づくったということを表現すること。
- (4) 企画意図を達成できる場合は、スチール写真等を主とした構成も可とする。
- (5) 編集、音設計及びテンポ設計により、視聴者が自然に最後まで見進められる構成とし、視聴体験の一貫性と視聴維持に配慮した映像とすること。
- (6) 映像の長さ及び作成本数等、映像の各種仕様は以下のとおりとする。

本編	長さ：5～10分程度 本数：1本
ショート版※	長さ：30～90秒程度 本数：3本以上 ※本編の内容を踏まえながら、視聴者の興味を引くために必要となる設計、尺、本数を提案すること。なお、縦型横型などの動画形式は、提案内容に応じて設定すること。
画質等	画質：FHD（1920×1080） ファイル形式：MP4形式及びMOV形式の2種類

- (7) 配信を予定している市公式SNSは、本編はYouTube、ショート版はInstagram、Facebook、X、YouTubeである。
- (8) 上記項目の内容以上に効果的な手法があると委託者が認めた場合は、受託者と協議のうえ変更を行うことができる。

5 業務の内容及び範囲

(1) 企画・構成

ア プロポーザルでの企画提案内容を基に、市の意向の反映に努めながら企画・構成案を作成すること。当該企画・構成案においては、ロケ先、取材対象、収録作品等、制作時に必要となる条件を明記し、委託者からの承認を得ること。

イ 受託者は、委託者が内容を齟齬なく理解できるよう、必要に応じて絵コンテ等の資料を用意すること。

(2) 取材および撮影

ア 決定した企画・構成案に基づき、必要な取材及び撮影を行うこと。

イ 映像撮影に必要となるスタッフ、出演者、機材、車両及び消耗品等の手配及び管理の一切を行うこと。

ウ 撮影にあたり必要となる関係者及び関係場所の撮影許可取得及び日程調整等、撮影に必要な手続きの一切を行うこと。

エ 出演者（市民、関係者等）を起用する場合、事前に委託者と協議の上決定し、撮影・使用許諾（同意書）を取得すること。

オ 必要に応じて出演者の募集・選定を行う場合は、委託者と協議し、募集、運用方法を提案すること。

（3）キャスティングについて

ア 市民インタビュー等を必要とする場合は、受託者が企画し主導で行うこと。その際の取材対象との連絡調整は、場合により委託者が協力するものとする。また、取材の際、取材対象者に使用用途の説明と撮影・使用許可を得ること。

イ 受託者は、本業務の趣旨に沿い、本市の魅力づくりに寄与してきた担い手（個人・団体）を概ね2名程度取り上げ、本編映像において当該担い手の活動や思いが伝わるよう、構成・演出・編集の設計に組み込むこと。

当該担い手の表現方法は、市が提供する写真・映像等の既存素材の活用を含め、必ずしも新規の取材・撮影を要しないものとする。ただし、既存素材のみでは趣旨の達成が困難な場合には、市と協議の上、必要な範囲で取材・撮影等を行うこと。

なお、対象の例として、文化芸術の発信に携わる担い手、地域文化を高めている担い手、環境美化、子ども支援、多文化共生等の市民活動を牽引する担い手等を想定し、委託者が候補を整理のうえ、受託者と協議して選定する。

（4）編集

ア 通常の編集作業に加え映像・音声の各種効果の付与、BGMの付加、ナレーション、演出・強調・補足等の目的としたテロップの付加を必要に応じて行うこと。BGM等の権利処理は受託者側で行うこと。なお、動画を制作するうえで、委託者が保有する素材（映像・画像等）を動画等に使用する場合、委託者がこれらを提供することがある。

イ 動画中に会話等があり内容を理解するために字幕が必要となる場合には、字幕データを作成すること。

ウ 納品までには、委託者による複数回の内容確認を行うとともに、修正指示に対しては速やかに対応すること。

エ ナレーターについては、委託者と協議の上、決定するとともに、映像は永続的に使用するため、ナレーター、音楽などについては、すべて契約期限は定めのないものとし、年間更新料等が発生しない形とすること。

オ 完成映像等の広報において使用可能なバナー画像・サムネイル画像を制作すること。

(5) 調整業務

制作に関する関係機関等への連絡調整、取材交渉、撮影許可申請等を必要に応じて随時行うこと。場合によっては委託者と協力し行うこと。

6 成果物

本業務の成果物として、以下のものをUSBメモリ等の電磁的記録媒体により納品すること。なお、納入物の制作に係る経費（メディア費、編集費等）は受託者の負担とする。また、委託者からの要請に基づき、納期や納品方法について柔軟に対応すること。

(1) 動画データ一式

MP4形式及びMOV形式

(2) 字幕データ

必要に応じて提出すること。

(3) SNS掲載用サムネイル画像

各配信プラットフォーム用。拡張子は、.ai、.jpg及び.png形式のデータを想定しているが、委託者と協議のうえ決定すること。

(4) BGM・ナレーション等の使用権利関係書類一式（ライセンス証書等）

必要に応じて提出すること。

7 必要事項の補充

本業務を実施するにあたり、本仕様書に明記されていない事項であっても、当然に必要と認められる事項については、受託者の責任において補充するものとする。

8 著作権の扱いについて

(1) 本業務の成果物の所有権、著作権（著作権法第27条及び第28条に規定される権利を含む）及びその他一切の権利は、履行期間に関わらず、委託者に帰

- 属する。納品後、内容の誤り等の不備が判明した場合には、受託者の責任と費用で直ちに修正等行うこと。また、本業務による成果品及び派生する権利等の副産物は、委託者に帰属するものとし、委託者の承諾を得ずに公表、譲渡、貸与又は使用してはならない。なお、成果物に受託者または第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は、従前からの著作権者に帰属するものとする。
- (2) 本業務の成果品等に、受託者が従前から保有する知的財産権（著作権、ノウハウ、アイデア、技術、情報を含む。）が含まれる場合には、権利は受託者に留保されるが、委託者は、本業務の成果品等を利用するために必要な範囲において、これを無償で利用できるものとする。
- (3) 受託者は、委託者に対し、著作者人格権を行使しないものとする。
- (4) 受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証すること。なお、成果物に関して第三者から著作権侵害を主張された場合、委託者の責に帰すべき事由による場合を除き、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、委託者に損害が生じた場合はその損害を賠償しなければならない。
- (5) 権利関係が委託者に帰属しないものについては事前に委託者と協議のうえ、その扱いを決定する。

9 支払方法

業務完了後、一括払いとする。

10 その他

- (1) 業務内容については、仕様書に基づく内容とするとともに、応募時に提案した内容を遵守し実施すること。
- (2) 仕様書に定めのない事項については、必要に応じて委託者と協議のうえ決定すること。
- (3) 仕様書に定めのある事項のほか、自由提案を可とする。
- (3) 業務上知り得た事項について守秘義務を負うこと。
- (4) 本業務に関して、受託者が委託者から受領又は閲覧した資料等は、委託者の了承なく公表又は使用してはならない。また、本業務を遂行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定を遵守しなければならない。
- (5) 業務の実施にあたり、疑義が生じた事項については委託者と協議のうえ対応すること。

1 1 問い合わせ先

〒270-0192 流山市平和台1丁目1番地の1

流山市 総合政策部 マーケティング課

電話：04-7150-6308（直通）

FAX：04-7150-0111

メール：market@city.nagareyama.chiba.jp